

第4章 生涯学習の充実—行政と大学の連携

1. 問題のとらえかた

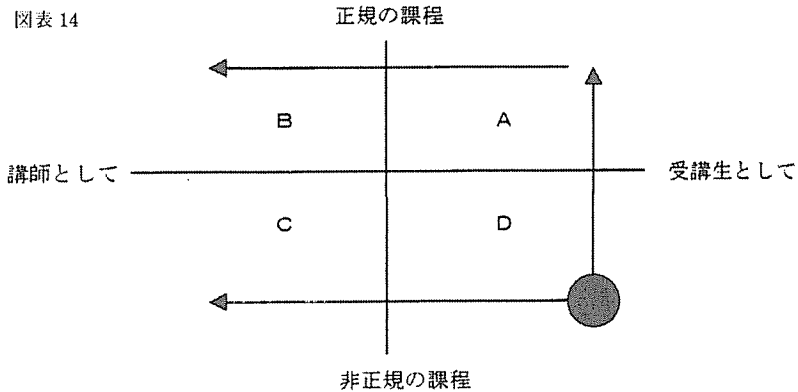
高齢者の学習意欲の質的な高まりと、知的資源としての高齢者の社会参加（人材活用）といった要請に対応するかたちで、行政と大学による従来型の生涯学習へのとりくみは再検討をせまられているといえよう。それでは、そのような高齢者を対象とした生涯学習の推進にあたって、行政と地域の大学はどのような連携をくむことができるか。この問題を大学側から検討することが、ここでの課題となる。

さしあたって、大学側における高齢者のうけいれ形態として考えられるものを列挙すれば以下のようなになる。

- ①大学、大学院博士前期課程への正規入学（大学卒業が条件となる）
- ②大学院に、板橋区のグリーンカレッジ卒業者用の専門講座を開設する。
- ③大学院の科目等履修生としてうけいれる（大卒資格は不要）。
受講者は、単位を蓄積し、学位授与機構による学位認定をうけることも可能となる。
- ④聴講生としてうけいれる。
- ⑤学部、大学院の教育補助員としてうけいれる。
- ⑥エクステンションセンターの受講者としてうけいれる。
- ⑦エクステンションセンターの講師としてうけいれる。
- ⑧学部、大学院の非常勤講師としてうけいれる。

つまり、大学の正規課程または非正規の課程（エクステンションなど）に、高齢者を学生または教育スタッフ（非常勤の講師や補助員）としてうけいれるという4つの形態が可能性としては存在しているわけである（図表-14参照）。

図表 14



けれども、実際には、大学は、学習意欲のある高齢者をもつぱらエクステンションのような非正規の課程の受講者というかたちでのみうけいれればよく (D)、正規課程へ的高齢者の学生としてのうけいれ (A) や、非正規課程において高齢者の知的資源を有効利用すること (C) についてはその可能性さえ議論されてはこなかったし、これまでは議論する必要性もなかったわけである。

けれども、高齢社会の成熟にともない、高齢者の生涯学習への期待も高齢者の生涯教育における役割も大きく変容してきているといつてよい。そこで、従来型の非正規課程への受講者のうけいれという生涯学習の基本的な形態を軸に、さらに、高齢者の学習意欲の質的たかまりと知的資源としての高齢者の社会参加という要請をふまえた、あたらしい生涯学習のかたちをかんがえてみたい。

2. 茨城ゆうゆうカレッジ (高齢者大学) の視察報告

1 に記したような認識のもとに、わたしたち (富澤・新里) は、茨城県の「茨城ゆうゆうカレッジ」を視察した (2003年1月29日)。茨城ゆうゆうカレッジを視察先を選んだのは、高齢者大学を、行政と大学が長期にわたり連携して運営しているという稀有な事例に注目したからである。高齢者大学の実施主体である茨城県教育

庁生涯学習課と水戸地区学園となっている常磐大学生涯学習センターを訪問し、高齢者大学の実情や運営上の諸問題について聴取した。

(1) ゆうゆうカレッジの概要

ゆうゆうカレッジは、1989年に、文部省の「長寿学園構想」の一環として、60歳以上の高齢者を対象に開設された。基礎課程と基礎課程を終了した高齢者のための専門課程がある。両課程とも、学習年数2年以上（6年を限度とする）、履修時間は110時間以上と定められ、75%以上の出席により卒園が認定される。定員は、基礎課程が200名、専門課程が100名である。経費は、原則的に無料である（資料Ⅰ「平成14年度茨城ゆうゆうカレッジ開催要領」第16条）。基礎課程については、茨城県内に5つの地区学園を設置し、それぞれ40名定員で受講生を募集している（資料Ⅱ「平成14年度茨城ゆうゆうカレッジ開催事業概要図」を参照）。

カリキュラムは、それぞれの地区学園の開設施設運営委員会が、共通科目（生活・健康）、基礎科目（文学・歴史、社会・文化、芸術、スポーツ）といった基本的な枠の中で作成する（資料Ⅰの第14条）。水戸地区学園の場合には、常磐大学内に設置された運営委員会が、生活分野に「暮らしと政治」や「植物とのふれあい」を、健康分野には「健康づくりと運動」「健康のための分子生物学入門」を、文学・歴史分野のなかに「日本の文学」「名詩の鑑賞」、社会・文化分野として「新しい国際経済」「新しい国際政治」「郷土の文化」といった科目を開設している。

資料 I

平成14年度茨城ゆうゆうカレッジ開催要項

.....

(趣旨)

第1条 この要項は、高齢化社会を迎え、高齢者が生きがいをもって充実した生活を享受できるようにするとともに、高齢者を地域の指導者として養成するため、多様な分野と高度で専門的な内容をもった広域的、総合的な学習機会を提供する「茨城ゆうゆうカレッジ」（以下「ゆうゆうカレッジ」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 ゆうゆうカレッジの実施主体は、茨城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とし、本部を県教育委員会に置く。

(実施機関)

第3条 ゆうゆうカレッジを開催する機関（以下「開設機関」という。）は、茨城県水戸生涯学習センター、茨城県鹿行生涯学習センター、茨城県県西生涯学習センター並びに県内の大学、短大、県立の社会教育施設のほか、ゆうゆうカレッジ開催に必要な職員や設備等を有する施設の中から、県教育委員会が決定する。

(学長及び副学長)

第4条 本部に学長及び副学長を置く。

2 学長は、県教育委員会教育長をもってあて、学園を代表するとともに、学園運営を総理する。

3 副学長は、茨城県教育庁教育次長、茨城県教育庁生涯学習課長、茨城県水戸生涯学習センター管理事務所長とし、学長を補佐するとともに、学長に事故があるとき、又は欠けたときはその職を代理する。

(運営組織)

第5条 本部に運営委員会、卒園認定委員会を置く。

2 開設施設には、開設施設運営委員会を設け、円滑な運営と広域的な学習機会の提供に努めるものとする。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は、開設施設の担当で構成し、年2回程度開催する。

2 運営委員会は、ゆうゆうカレッジの講座開設について協議する。

(卒園認定委員会)

第7条 卒園認定委員会は、本部の運営委員会の中から学長が依頼する4名程度の委員で構成する。

2 卒園認定委員会は、受講者の学習活動を審査し、卒園の認定について学長に進言する。

(設置課程)

第8条 ゆうゆうカレッジには、次の課程を設ける。

(1) 基礎課程 地域の指導者として必要な基礎的素養を養うとともに、生きがいの創造を図る。(以下「地区別学園」という。)

(2) 専門課程 地域における指導者としての専門性を高める。(以下「専門学園」という。)

(受講対象者及び定員等)

第9条 受講対象者及び定員については、次のとおりとする。

受講対象者	意欲のある概ね60歳以上
定員	地区別学園 200名(1地区40名程度) 専門学園 100名(1コース20名程度)
備考	○ 専門学園は、地区別学園を修了した者とする。

(受講者の募集及び決定)

第10条 受講者の募集は、本部で行う。

2 受講希望者のとりまとめ及び受講者の決定は、開設施設運営委員会が行う。

(学年年数等)

第11条 ゆうゆうカレッジの学習年数及び履修時間等は次のとおりとする。

学習年数	2年以上
履修時間	110時間以上
備考	○ ゆうゆうカレッジで定めた課程を修了した者には、修了証書を交付する。 ○ 修了者で、希望する者には、地域活動の指導者等の資格を付与する。 ○ 在籍期間は最長6年間とする。

(聴講生)

第12条 規定の条件を満たさない者は、開設施設運営委員会委員長の承認を得て、聴講生として受講することができる。

2 開設施設運営委員会委員長は、聴講生として認めた者について、学長に報告する。

(科目の時間数)

第13条 ゆうゆうカレッジの授業時間数は次のとおりとする。

(1) 基礎課程における共通科目及び基礎科目は、1科目あたり10時間を標準とする。

(2) 専門課程における共通科目は30時間、専門科目は総時間数80時間を標準とする。

(開設科目)

第14条 基礎課程では、学習者全員が受講する共通科目（高齢者が生きがいをもって生活する上での必要な「生活・健康」に関する科目）と、地域の指導者として必要な基礎的素養を養うための基礎科目（4以上の学習分野の科目）を開設する。

2 専門課程では、学習者全員が受講する共通科目（地域活動の指導者として基本的に必要とする資質を身に付ける内容の科目）と、専門性を高めるための専門科目（4コース以上）を開設する。

(講師)

第15条 講師は、開施設設運営委員会が、大学教授、県立の教育機関専門職員及び学識経験者等の中から依頼する。

(経費の負担)

第16条 ゆうゆうカレッジに係る経費は、県教育委員会が負担する。ただし、受講者に直接還元される材料費等は、受講者の負担とする。

(受講者の責任)

第17条 受講者が開施設設に係る施設・備品を故意又は過失により毀損若しくは滅失したときは弁償の責任を負う。

2 ゆうゆうカレッジにおいて生じた受講者の故意又は過失による事故災害については、受講者の責任とする。

(実施上の事務等)

第18条 ゆうゆうカレッジの実施に関する事務は、茨城県教育庁生涯学習課及び茨城県水戸生涯学習センターにおいて処理する。ただし、地区別、専門学園の運営に関する事務は、開施設設運営委員会が行うものとする。

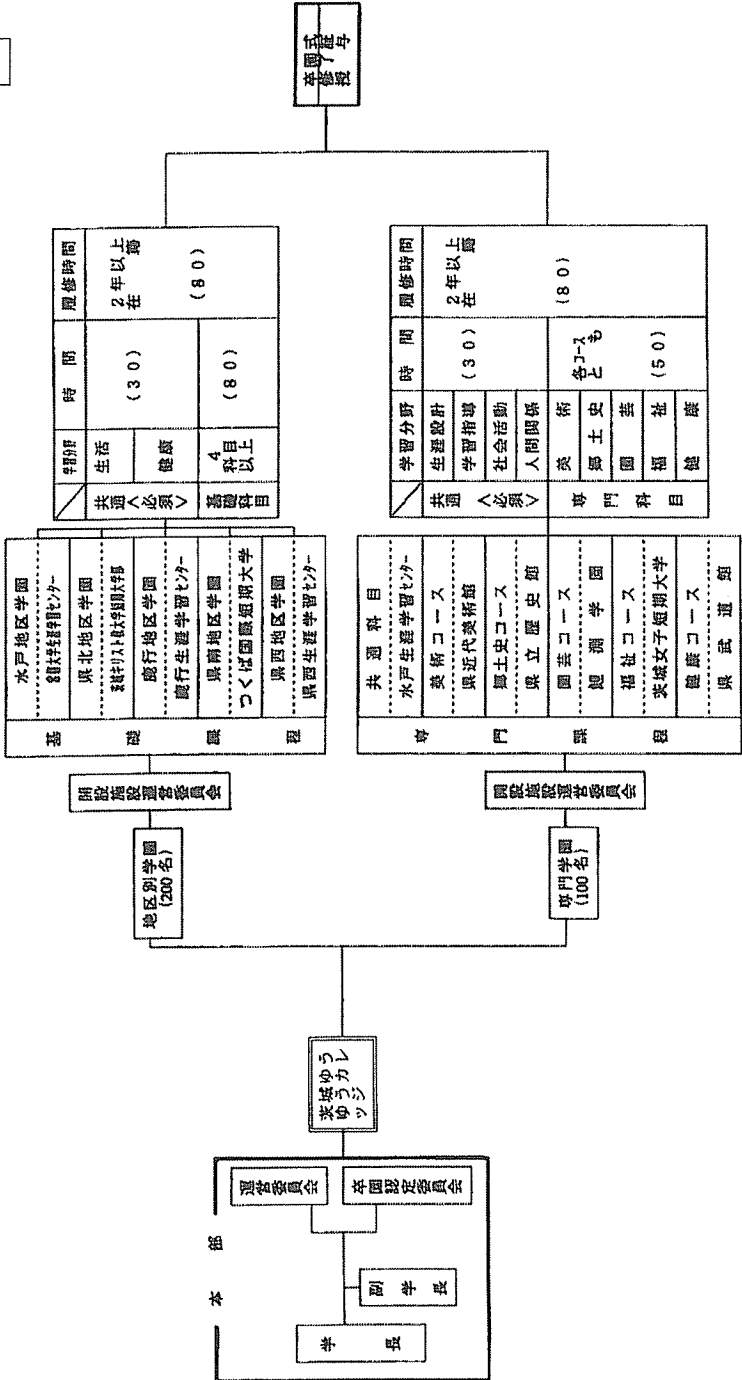
(その他)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

資料Ⅱ

平成14年度

茨城ゆづりカレッジ閉校事業概要図



(2) 運営上の諸問題—人材の社会還元と運営経費の問題

運営上の問題点として、県側からは、修了者の社会還元のみならず、かきさがあげられた。修業の成果を地域社会に還元するという目的のために、希望する修了者には「地域活動の指導者」の資格を付与し、地域指導者の名簿を市町村に配布しているが、修了者が地域の人材として有効に活用されていないのが実情のようである。

大学側からは、講座内容を大学に事実上まるなげしている行政側の生涯学習への姿勢や、運営経費の削減への不満がきかれた。地区学園には、県教育庁より年間422,000円（2002年度）がしはらわれているという。2001年度までは国からの補助金と県費により100万円前後が経費としてしはらわれていたが、2002年度以後、国の補助金が廃止され運営予算は半減したという。結果、常磐大学側としては、従来半分の経費で、従来通りの講座内容を維持することをもとめられているわけである。常磐大学の担当者によれば、今後、県費による運営予算の増額が期待できないのであれば、ゆうゆうカレッジの水戸地区学園をひきうけることは困難であるという。

3. 行政と大学の連携のための基本姿勢

茨城ゆうゆうカレッジにみられた運営上の諸問題や、将来にわたって予想される財政環境の悪化などを考慮するならば、生涯学習をめぐって行政と大学が有意義な連携をくむためには以下のような基本姿勢を確認しておくことが必要であろう。

- ①運営にあたっては、行政と大学が対等の立場で議論すること。
講座内容についても、行政は大学に依存しすぎず、大学もひとりよがりの講座を提案しないこと。
- ②当面の財政状況において、生涯学習予算の拡大はおろか、現状維持さえ容易ではない。そこで、運営経費の抑制のためにも、教育機関としての大学のもっている既存のしくみを活用することがのぞましい。

- ③受講者に自己負担をもとめること。無料は、生涯教育の質的な向上につながらない。
- ④高齢者がどのようなことを学びたいとおもっているのかを調査すること。この点については、本報告書第7章に詳述されている「高齢者の生活実態志向調査」の中に、試験的に次の3つの質問項目を入れている。「これまでに区や民間機関の主催する生涯学習講座に参加したことがありますか」「講座に参加する場合、どのようなことを重視しますか」「今後、どのような学習内容の講座があれば受講してみたいですか」（詳しくは、調査票の問13、14、15を参照されたい）。

4. 板橋区と大東文化大学による

具体的な連携の展望と今後の研究課題

3の基本姿勢をふまえ、現段階において可能性として考えられる行政と大学の連携による生涯学習のかたちを具体的にあげると以下のようなになる。それぞれのかたちについてその実現可能性を多角的に検討することが、今後の研究課題となる。

- ①大東文化大学のエクステンションセンターの常設講座として「いたばし高齢者大学校」を設ける。この構想では、板橋区が独自に開設している現行の「グリーンカレッジ」および「大学院」の運営を大東文化大学が受託することになるわけである。今後の研究においては、こうした形態のメリットとデメリットを、板橋区と大学側双方の観点から慎重に検討していかなければならない。
- ②①と関連して、板橋区のグリーンカレッジおよび大学院の存続を前提とした上で、その運営を大東文化大学が支援していくというかたちについてもはばひろく研究していきたい。
- ③高齢者が、科目等履修生や聴講生として大学の正規課程を受講できるような体制を整備する。科目等履修生制度を利用することで科目単位の積み上げによる学位取得をめざすことが

可能になる。ただし、この場合、受講料が最大の問題になる。大東文化大学の科目等履修生の場合、入学検定料として30,000円、授業料として、通年開講授業科目週90分間（1科目）で60,000円を納入しなければならないことになっている（科目等履修生規程第8条）。

- ④高齢者ができるだけ多様な学習形態を選択できるように、生涯学習課との連携のもとで区内の大学および高等学校にも生涯学習ネットワークを整備する。

付記

茨城ゆうゆうカレッジの視察にあたっては、茨城県教育庁生涯学習課の横田守氏、常磐大学生涯学習センターの糸賀茂男教授と会田賢司氏（事業課長）、品川暁氏（学部等増設準備室室長）にご協力いただいた。記して感謝するしだいである。なお、本文中の資料Ⅰ、Ⅱは横田氏の許可のもとに茨城県教育委員会編『茨城ゆうゆうカレッジ学園手帳』から転載したものである。